

「愛媛県庁（松山市一番町にある事業場）について、3つの対象期間ごとに、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」非公開決定

第 1 審査会の結論

令和 4 年 3 月 28 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った 3 件の非公開決定は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 11 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「愛媛県庁（松山市一番町にある事業場）（以下「県本庁舎」という。）について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」について、以下の 3 つの対象期間ごとに 3 件の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ①令和 3 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
- ②令和 3 年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- ③令和 3 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、請求に係る公文書は保有していないため文書不存在であるとして、令和 4 年 3 月 28 日付けで①ないし③の期間ごとに 3 件の非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 4 月 16 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「県本庁舎について、①ないし③の期間ごとに、法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施し

た作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

県本庁舎では、①ないし③の期間において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第15条に規定する産業医の定期巡視を行っているが、巡視において特筆すべき事項がなかったこと、法令上、記録の作成が義務付けられていないことから、巡視記録を作成していないため、本件公文書を保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開とした。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、対象文書が存在しないとする行政処分及び「公開をしない理由」の提示は法及び規則の規定に違反している状態であるか、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理であるとして、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。規則で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務は愛媛県知事に課されているものである。規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされている。3つの対象期間の初日から末日までの間に、それぞれ満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、3つの対象期間にそれぞれ少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。

法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある昨今、県本庁舎の事業場での新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、3つの対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。3つの対象期間に作業場等の巡視を行わないことは産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず作業場等の巡視は行われているはずであるから、対象文書は必ず存在するはずである。

愛媛県公文書の管理に関する条例（平成30年条例第34号）第4条では、「当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」となっており、愛媛県において、基本的に公文書作成の措置義務があるとされている。愛媛県が使用する地方公務員が愛媛県知事等の任命権者を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、愛媛県の安全配慮義務違反を争点に訴訟を行った場合、法の規定に基づく、産業医の作業場等の巡視

を行った状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、「故意又は過失」及び「違法に」に関し、愛媛県の正当性を主張することが困難であり、対象期間に、産業医による作業場等の巡視が行われたにも関わらず記録が作成されておらず保存されていないということは、「当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」が困難である。また、訴訟の書証となりうる資料は、「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当する余地はない。したがって、対象期間に産業医による作業場等の巡視が実施されていたならば、公文書は必ず作成されているはずである。

以上から、対象文書を開示しないとする行政処分及び「公開をしない理由」の提示は、法及び規則の規定に違反している状態であるか、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「県本庁舎について、①ないし③の期間ごとに、法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、本件公文書を作成、保有していないため、文書不存在として、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、対象文書が存在しないとする行政処分及び「公開をしない理由」の提示は法及び規則の規定に違反している状態であるか、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理であるとして、本件処分の取り消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 関係法令の規定について

労働安全衛生に関する関係法令の規定の概要は以下のとおりとなっている。

ア 産業医等の選任について

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者を選任し(法第12条、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第4条)、衛生管理者は毎週一回作業場等を巡視しなければならない(規則第11条)。また、医師のうちから産業医を選任し、産業医に労働者の健康管理等を行わせなければならない(法第13条、令第5条)。

イ 産業医の巡視について

産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない(法第13条第3項)、原則として少なくとも毎月一回、衛生管理者が行う巡視の結果等の提供を受けている場合で、事業者の同意を得

ているときは、少なくとも二月に一回、作業場等を巡視しなければならない（規則第15条）。

ウ 巡視記録の作成について

当審査会において実施機関に確認したところ、産業医が巡視を実施した場合の記録の作成については法令で規定されていないとのことである。

(2) 関係法令の適用について

当審査会において実施機関に確認したところ、県本庁舎における職員数は約2,000人であることから、県本庁舎は法第13条及び規則第15条の適用を受け、産業医の職場巡視が法令上義務付けられていることとなる。

(3) 職場巡視の実施及び本件公文書の存否について

実施機関の説明によると、県本庁舎では①ないし③の期間それぞれについて、産業医が職場巡視を行っているが、巡視において特筆すべき事項がなかったこと、法令上、巡視記録の作成が義務付けられていないことから、巡視記録は作成していないため、本件公文書は存在しないとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、いつ巡視を行ったのかを示すものは公文書に限らず、メモなども含めまったく存在しないとのことである。

なお、令和4年1月以降は、産業医が職場巡視を行ったときはチェックリストを作成するとともに、愛媛県職員安全衛生管理規程に定める本庁衛生委員会の開催記録に産業医の職場巡視について記録するようにしている旨、実施機関から説明があった。

(4) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明のうち、産業医の職場巡視が行われていたかどうかについては、審査会として確認のしようがなく、不明であるとしか言えない。また、職場巡視の記録を作成していない理由について、実施機関の説明に合理性は認められず、当審査会としては納得しがたいものの、いずれにせよ、職場巡視の記録が作成、保有されていない以上、文書不存在による実施機関の処分は妥当と判断せざるを得ない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

4 付言

産業医の職場巡視については、当審査会の権限外の事項ではあるが、当審査会は以下の点について付言する。

職場巡視の記録は、法令で課された職場巡視の義務を履行していることの対外的な証明となり得るものであることから、実施機関においては、職場巡視を行ったときは、法令で記録の作成義務が課せられていないとしても、日時や場所を明示した記録を作成すべきであり、相応の対応に努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月27日	諮問
令和4年7月11日	審査会（第1回審議）
令和4年9月12日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	